

資料 2

緊急臨時的医師派遣システム（仮称）

緊急臨時的医師派遣システム(仮称)

都道府県

医療対策協議会

- 医師派遣の是非の検討
- 国への依頼を検討

医師派遣要請

状況把握等

病院

医師不足が深刻で医療が確保できない地域

地域医療支援中央会議・幹事会 (厚生労働省)

- 派遣の可否、緊急度(優先順位)の検討

医師派遣要請

状況把握等

医師派遣

調整

勤務条件等により、当該都道府県への派遣(玉突き派遣)の場合もあり得る。

ドクタープール

全国規模の 病院グループ等

グループ内で派遣者の検討
(勤務医・後期研修医)

- 個人の場合
- 編成チームの場合

退職医師等

公募(退職医師等)

- 研修が必要な場合
- 即戦力となる場合

(退職医師等の公募研修事業、ドクタープール(派遣医師登録)事業、派遣調整事業は委託予定)

派遣を受ける医療機関等について(案)

派遣を受ける医療機関の要件

※原則として下記の事項を満たすこと

1. 二次医療圏内で中核的な病院(救急医療等公的な役割を担う病院)であること。
2. 過去6ヶ月以内に、医師数が減少し、休診を余儀なくされた診療科があること。
若しくは、今後6ヶ月以内に、医師数が減少することが確実であり、休診を余儀なくされる診療科があること。
3. 管理者・開設者ともに、相当の努力(大学等への派遣依頼、求人広告等)をしても医師確保できない事実があること。
4. 緊急臨時的医師派遣終了後の医師確保に関するアクションプランを作成すること。

地域医療の要件・都道府県の役割

- ・地域医療の要件(二次医療圏内に当該医療を代替する医療機関がないこと等)
- ・都道府県の役割(都道府県医療対策協議会が医師の派遣要請を決定すること等)
- ・手続については地域医療支援中央会議・幹事会において確認することとする。